

# 新しい建築士制度の概要について

## 建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号)

公布：平成30年12月14日 施行：令和2年3月1日

### 1. 建築士試験の受験資格の見直し

建築士試験を受験する際の要件であった実務の経験について、免許登録の際の要件に改めることにより、原則として、試験の前後にかかわらず、免許登録の際までに積んでいけばよいこととなりました。

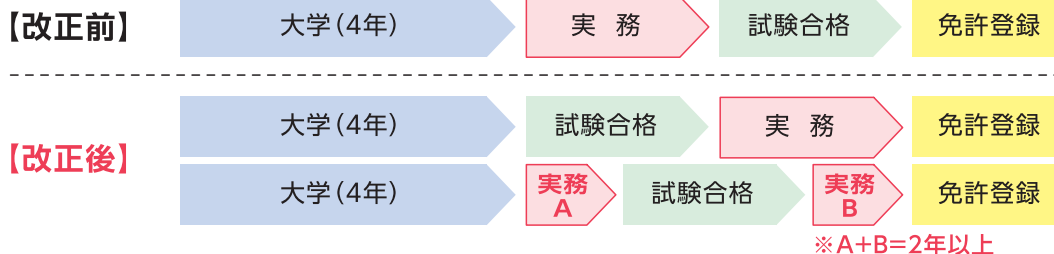
【改正前】

実務経験は受験要件

【改正後】

実務経験は免許登録要件

〔例〕 大学を卒業し、一級建築士の免許を取得する場合



### 新たな受験資格要件及び免許登録要件

	受験資格要件		免許登録要件	
	学歴(卒業学校)		学歴(卒業学校)	実務経験
一級	大学・短期大学・高等専門学校	大学	大学	2年以上
		短期大学(3年)	短期大学(3年)	3年以上
		短期大学(2年)・高等専門学校	短期大学(2年)・高等専門学校	4年以上
	二級建築士	二級建築士	二級建築士として4年以上	
国土交通大臣が同等と認める者	国土交通大臣が同等と認める者		所定の年数以上	
	建築設備士	建築設備士	建築設備士として4年以上	
二級 木造	大学・短期大学・高等専門学校・高等学校	大学・短期大学・高等専門学校	なし	
		高等学校・中等教育学校	2年以上	
	実務経験7年※	—	7年以上	
	都道府県知事が同等と認める者	都道府県知事が同等と認める者	所定の年数以上	

※実務経験のみで二級・木造建築士試験を受験する場合は、引き続き、受験資格要件として、実務経験が必要です。

例えば、建築に関する科目を履修して大学を卒業した者が一級建築士試験を受験する場合、大学卒業後に建築実務の経験を2年以上経ることが必要であったところ、新しい建築士制度では、

- 大学卒業直後から実務経験を経なくても一級建築士試験を受験可能
- 試験に合格した上で、大学卒業後の建築実務の経験が2年以上あれば一級建築士として登録することが可能

となりました。